

令和8年度【前期】 ボランティア育成・福祉団体等助成金 「新規団体活動運営費」募集要綱



赤い羽根共同募金シンボルキャラクター“愛ちゃん”と“希望くん”

【募集期間】令和7年10月15日（水）～令和8年2月10日（火）

○お問い合わせ・申し込み先

社会福祉法人 志免町社会福祉協議会

〒811-2202

糟屋郡志免町大字志免451-1 総合福祉施設シーメイト内

TEL 092-937-3011 ・ FAX 092-936-9067

mail: shime@shime-shakyo.or.jp

1. 目的

志免町において、これからボランティア活動や地域福祉活動を始める、もしくは活動を始めたばかりの「ボランティア団体」および「福祉団体」などを対象に、その活動を支援するため『赤い羽根共同募金配分金』を財源に助成金を交付します。

2. 対象団体

主に志免町内を活動範囲として、ボランティア活動等をこれから始める、もしくは活動を始めて1年未満の団体で、以下のとおりとします。

（ただし、町内会は含みません。）

- ①高齢者、障がい児・者、児童などの福祉向上のために活動を始めようとしている、もしくは活動を開始して1年未満の「ボランティア団体」または「当事者団体」、「当事者の家族団体」。
- ②「ボランティア団体」あるいは「当事者団体」、「当事者の家族団体」等、複数の団体がネットワーク化を図り、地域のさまざまな福祉ニーズに対応することを目的とした連絡会。
- ③その他、地域福祉活動の推進のため、特に必要と認められる団体。

※ただし、同一年度中に以下の条件を満たすことが明らかな団体とします。

- ①代表者がいること。
- ②団体の構成員が5人以上であること。
- ③活動に対し、営利を目的とした報酬等を得ていないこと。ただし、交通費などの実費支給は除く。
- ④定款または規約、会則等を有すること。
- ⑤事業計画書・予算書が団体の総会にて承認（議決）を得ていること。
- ⑥会計帳簿の整備等、会計事務が円滑に行われていること。
- ⑦特定の企業・政党・宗教団体などから独立して運営していること。

3. 募集対象・助成金額

(1) 募集内容

「新規団体活動運営費」

これから活動を始めるボランティア団体および福祉団体が、活動を行うために必要な運営費です。備品購入費用と併せて申請が可能になります。

※原則として、町などの公的機関から助成を受けている場合は、申請対象外になります。

(2) 助成金額

1 団体につき、5万円を限度とします。その内、備品購入費用は3万円を上限とします。また助成金は、同一団体に対し、1 回を限度とします。

※助成金の総額は、予算の範囲内とします。

(3) 対象となる経費

助成対象となる経費の例は、以下の通りになります。

項 目	詳 細
報償費	外部に依頼した講師などに支払う謝礼および交通費
旅費交通費	活動のための交通にかかる費用（高速代、駐車料金も含む）
損害保険料	参加者などへの保険料
通信運搬費	切手代、宅配便代、電話代など
印刷製本費	チラシや資料の作成、印刷代、コピー代
材料代	原材料代
備品購入費	必要な備品購入費
消耗品費	消耗品の購入費（用紙、文房具、書籍、その他の事務用品など）
会場費	会場の借用費および冷暖房費など
飲食費	団体の資質向上を目的とする研修、会議、事業実施に関する飲食費。但し、経費の半額は自己負担とする。

※上記以外で、運営上必要と思われる費用があればお問合せください。

(4) 対象とならない経費

助成対象とならない経費の例は、以下の通りになります。

項 目	詳 細
飲食費	団体の資質向上を目的とする研修、会議、事業実施に関係しない飲食費。(親睦会など)
慶弔費	慶弔費や交際費等に関連する経費。
役員手当	団体の役員や構成員に対する手当や謝金に関わる経費。
人件費	団体に雇用している職員、または構成員に対する人件費。
負担金	上部団体への負担金や加入組織の会費等に関わる経費。
景品代	参加者などへの配布を目的とした参加賞、記念品など。
予備費	予備費として計上する経費。
その他	その他として計上する経費。

※助成金を補充できない項目です。団体の会費や参加費で補充されるものに関しては、関係ありません。

(3) 募集期間

令和7年10月15日(水)～令和8年2月10日(火)

4. 申請方法

(1) 申請書類

本会窓口・ホームページにて様式を配布しています。申請書類に必要事項を記入のうえ、下記の資料を添付してください。

- ①【様式1-3号】「新規団体活動運営費」申請について
- ②【様式2-2号】加入者名簿
- ③【様式2-3号】団体概要書
- ④【様式3号】活動計画書
- ⑤【様式4-1号】収支予算書
- ⑥団体規約・会則など(各団体が作成している様式で可)
- ⑦備品を助成金で購入予定の場合、見積書を添付。

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(2) 申請方法

本会まで、持参もしくは郵送してください。

5. 審査・通知

(1) 事前確認について

申請内容について、不明な点などがあれば電話などで質問をさせていただく場合があります。必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

(2) 審査について

申請を受け付けた団体について、志免町社会福祉協議会で審査会を開催し、助成の有無を決定します。

なお、助成が決定した場合でも、申請額より減額されることがあります。

(3) 助成交付決定通知について

本会より、助成交付決定もしくは不承認通知書を申請者に送付します。

助成金交付が決定した団体には、助成金請求や活動報告に必要な書類を送付します。

(4) 事業内容の変更および辞退について

助成決定後、やむを得ない事情により事業計画内容を変更する場合は、速やかに本会へご相談ください。

活動の継続が困難になった場合、あるいは当該年度中に事業を完遂できない場合についても速やかに本会へご相談ください。

6. 実績報告

(1) 実績報告について

助成を受けた団体は、年度末もしくは活動計画で挙げていた期間の活動が終了したときは、1か月以内に活動報告書類に必要事項を記入し提出してください。その際、助成対象支出に関する領収証のコピーも提出してください。必要に応じて、写真などの提出をお願いすることもあります。

(2) 助成金の返還について

助成を受けた団体が以下の要件に該当したときは、該当団体に対し交付した助成金の金額、または一部の返還を求める場合があります。

- ①年度終了後、または活動終了後、助成金が残ったとき
- ②団体が解散したとき
- ③助成金を不正に使用したとき
- ④当該事業を中止したとき
- ⑤申請内容と著しく異なった事業目的に使用したとき
- ⑥助成金の交付要件に該当しなくなったとき

以上に該当する場合、本会の指定する期日までに助成金を返還いただきます。
※助成金の繰越はできません。残額については返還をお願いします。

7. その他

(1) 赤い羽根共同募金助成金の明示について

助成を受けた事業を実施する場合は「赤い羽根共同募金」からの助成金であることを明示してください。イベントや講演会などの場合には、資料やチラシに助成を受けた旨の明示をしてください。

(2) 個人情報の保護について

活動を通じて知りえた個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。